

## 貝塚市上下水道事業公告第4号

条件付一般競争入札を下記のとおり執行する。

令和8年5月20日

貝塚市水道事業

貝塚市長 牛尾 治朗

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 貝塚市水道事業コンビニエンスストア等収納代行業務
- (2) 委託期間 契約締結日の翌日から令和11年9月30日まで  
ただし、令和8年9月30日までは準備期間とし、収納代行業務の処理は令和8年10月1日から開始する。
- (3) 業務概要 水道料金等及び下水道使用料のコンビニエンスストア等における収納代行業務

### 2 入札応募資格

以下の全項目を満たす者について、条件付一般競争入札に応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 法人税または所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 貝塚市内の本店、支店、営業所等で入札参加する場合は貝塚市税を滞納していないこと。
- (4) 営業を行うにつき法令などの規定により、官公庁の許可または認可・登録等を必要とする業種にあつては、当該許可・認可・登録等を受けていること。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき、更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされていないこと（更生計画又は再生計画の認可がなされている者は除く）。
- (6) 貝塚市において、役務提供等で令和8年度入札参加資格登録を行っている単体企業であること。
- (7) 貝塚市入札参加停止要綱（平成25年12月2日施行）に基づく入札参加資格停止等の措置を受けていない者。
- (8) プライバシーマークまたはISO/IEC27001の認証を取得していること。
- (9) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に完了した、国（公社、公団を含む。）または地方公共団体から元請として受注した「1 入札に付する事項（3）業務概要」と同内容の業務の受託実績を1年以上有していること（現在履行中の契約で履行済期間が1年間以上ある場合も可）。

※なお、(1)～(5)について、入札参加資格の登録業者で登録申請時の内容に変更がない場合は、別紙「資格要件にかかる確認書」の提出をもって、それぞれの確認書類の提出にかえることができる。

### 3 契約条項閲覧場所及び期間

貝塚市 上下水道部 上下水道総務課 水道担当（本館2階）  
令和8年5月20日（水）から令和8年6月26日（金）まで  
時間は、午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

### 4 応募受付期間及び方法

簡易書留又は一般書留の方法により、令和8年5月29日（金）必着で郵送すること。  
なお、宛名面には「一般競争入札申込書 在中」と記入すること。

### 5 郵送先

〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号  
貝塚市 上下水道部 上下水道総務課 水道担当 宛

### 6 入札参加資格者の審査結果

令和8年6月10日（水）に申込者に対しFAXにより通知する。

### 7 設計図書等配付及び入札日

#### (1) 設計図書等配付

設計図書等は、貝塚市ホームページにて公開する。ホームページにおける公開方法、閲覧方法等については、令和8年6月10日（水）に入札参加資格を得た者に対しFAXにより通知する。なお、現場説明は実施しない。

#### (2) 入札

日時 令和8年6月26日（金） 午後1時20分  
会場 貝塚市役所第2別館2階 入札室

### 8 無効となる入札該当事項

貝塚市建設工事入札実施要綱第18条に該当する入札を行った者。

### 9 入札保証金

貝塚市契約規則（平成19年貝塚市規則第9号）第5条及び第6条による。ただし、同規則第7条第1項の規定により免除することができる。

10 設計価格及び最低制限価格

設計価格は事後公表とする。また、最低制限価格は設定しない。

11 契約書の要否

委託契約書は必要とする。

また、落札者には、落札後、契約締結までに貸借対照表、損益計算書及び事業報告またはこれに準ずるもの等及び組織・人員体制を示す書類等、当該要件を満たすと認めるに足りる書類の提出を求める。

12 入札回数

(1) 3回を限度とする。

(2) 入札時において、入札参加者が1者の場合でも入札を実施する。

13 設計積算内訳書

入札時に、入札金額の根拠とした設計積算内訳書を提出すること。

(詳細は設計図書等配付時の指示による。)

14 提出すべき書類

(1) 条件付一般競争入札参加申込書(様式1)

(2) 同種業務実績書(様式2)及びその実績を証明する書類

(3) プライバシーマークまたはISO/IEC27001の認証の取得を証明する書類

(4) 資格要件にかかる確認書

15 予算の減額又は削除があった場合の措置

この入札(契約)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約であって、令和9・10・11年度の各年度の予算において減額又は削除があった場合は、契約委託期間及び契約金額を変更することができる。この場合において、貝塚市水道事業は、それに伴う実損害の賠償責任を負う。

16 問合せ先

(1) 入札の手続きに関すること

貝塚市 上下水道部 上下水道総務課 水道担当

T E L 072-433-7142 (直通)

(2) 今回発注する業務の内容に関すること

貝塚市 上下水道部 上下水道営業課

T E L 072-433-7405 (直通)